

西淀川区避難行動要支援者避難支援推進会議設置要綱

(目的)

第1条 災害対策基本法及び大阪市地域防災計画に基づき、災害時に避難支援が必要な高齢者、障がい者等（以下「避難行動要支援者」という。）の適切な避難支援を実施するとともに、個別避難計画の作成や実効性のある支援対策を推進することを目的として、西淀川区避難行動要支援者避難支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議の協議事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難行動要支援者の避難支援に関すること
- (2) 避難行動要支援者名簿情報の活用に関すること
- (3) 個別避難計画作成推進に関すること
- (4) 災害時避難支援の理解促進及び普及啓発に関すること
- (5) その他前条の目的達成に必要な事項

(会議)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる関係機関に所属する者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 推進会議は、必要に応じて学識経験者等に必要な助言を求めることができる。

(事務局)

第4条 推進会議の運営（庶務）は、西淀川区役所地域支援課で行う。

(細則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他に必要な事項は、構成員に意見を求めたうえで、西淀川区長が定める。

附則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

別表 1

地域活動協議会
西淀川区社会福祉協議会
西淀川区民生委員・児童委員協議会
西淀川区身体障害者団体協議会
西淀川区地域自立支援協議会
西淀川区地域包括支援センター
西淀川区南西部地域包括支援センター
西淀川区居宅介護支援事業所連絡会
西淀川区訪問看護ステーション連絡会
西淀川区医師会
西淀川区役所